

国立研究開発法人国立環境研究所
第13回契約監視委員会議事概要

1. 日時

平成29年6月13日（火）13：00～15：00

2. 場所

AP秋葉原4階Kルーム

3. 出席者（委員（敬称略、五十音順））

天野 玲子（国立研究開発法人国立環境研究所 監事）

小林 保弘（国立研究開発法人国立環境研究所 監事）

西山 温（古賀総合法律事務所 弁護士）

野村 豊弘（日本エネルギー法研究所 理事長）

古米 弘明（東京大学大学院工学系研究科 教授）

4. 開会

議事に先立ち、鈴木総務部長から国立研究開発法人国立環境研究所の平成29年4月1付人事異動（石飛理事→立川新理事）の報告を行い、立川理事から開会挨拶を行った。

5. 議 題

（1）前回議事概要の確認について

（2）平成28年度の契約状況について

（3）平成28年度国立環境研究所調達等合理化計画に対する自己評価及び平成29年度調達等合理化計画(案)について

（4）一者応札・応募等事案のフォローアップについて

（5）その他

6. 議事概要

(1) 前回議事概要の確認について

事務局から資料に基づき、前回の議事概要及び委員意見に対する対応状況について報告した。委員からの主な意見は以下のとおり。

○随意契約理由書について、記載が冗長な傾向にあるので、何を以て随意契約としたのか理由が明確となるようにすること。

(⇒理由が明確となるようにすることとした。)

(2) 平成28年度の契約状況について

事務局から資料に基づき説明し、競争性のない随意契約案件(127件)について、審議が行われた。委員からの主な意見は以下のとおり。

○資料(随意契約一覧)について、「随意契約の基準」と対応して整理されておらず、審査する上で分かりづらい。

(⇒整理することとした。)

○「随意契約の基準」について、随意契約が可能な案件を「例示」ではなく「類型」として示し、その上で類型のどの部分に合致するのかを理由書に明確に記載すべき。

(⇒他法人の例も参考に見直しを検討することとした。)

○ソフトウェア開発した業者との知的財産権を根拠とした随意契約について、(過去の契約は仕方ないが)今後契約する案件については、契約書や仕様書で知的財産権を発注者に帰属するようにすべきではないか。

(⇒現在の契約書、仕様書では、発注者に帰属するようになっていることを説明。)

(3) 平成28年度調達等合理化計画に対する自己評価及び平成29年度調達等合理化計画(案)について

事務局から資料に基づき説明し、審議が行われた。(⇒結果特段の意見なし。)

(4) 一者応札・応募等事案のフォローアップについて

事務局から資料に基づき、平成28年10月1日から平成29年3月31日までに契約締結した案件のうち、前年度(複数年契約を行っている案件については前回契約)に引き続き一者応札・応募となった8件について説明し、審議が行われた。(⇒結果特段の意見なし。)

(5) その他

事務局から、本委員会資料(一部)及び議事概要について、委員の確認及び承認後に国立環境研究所ホームページに公表することを報告した。

以上